

龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果

認証評価結果

評価の結果、貴大学法科大学院は、本協会の法科大学院基準に適合していると認定する。
認定の期間は2015（平成27）年3月31日までとする。

なお、「講義と演習の一体化」という構想のもと、1単位科目として開講されている法律基本科目の演習科目については、2009（平成21）年度のカリキュラム改正以降の開講状況等を検証する必要があるため、同科目の各年度の開講状況および貴大学法科大学院における検討状況をまとめた報告書を、2014（平成26）年度まで毎年提出されるよう要請する。

総 評

貴大学法科大学院（以下、貴法科大学院）は、建学の精神である「平等・自立・内省・感謝・平和」に基づき、「共生（ともいき）」と「日本国憲法の精神を護り発展させる」ことを理念・目的とし、それを実現させるため、「市民のために働く法律家」を養成するという教育目標を掲げている（点検・評価報告書2頁、「龍谷大学専門職大学院学則」第4条の2、「2009年度法科大学院パンフレット」1、2頁）。教育目標のなかに含まれるキーワードとしての「市民のために働く法律家」は、建学の精神である「平等・自立・内省・感謝・平和」を願う崇高な倫理に支えられ、日本国憲法の理念を護ることを社会的使命として自覚し、すべての「いのち」を大切にし、身近な地域社会に基盤を置きながら、国境等のさまざまな壁を越えて、広く世界に発信することができる法律家のことであり、グローバルな視点をもって法的思考ができる法律家のことをさす、と具体化され、その養成を目指した専門職教育が試みられている（点検・評価報告書2頁、「龍谷大学法科大学院設置認可申請書」）。したがって、理念・目的ならびに教育目的は明確に設定されていると認められる（評価の視点1-1）。また、これらは、全体として、法科大学院制度の目的に適合していると認められる（評価の視点1-2）。

これらの理念・目的ならびに教育目標は、法科大学院ホームページ中に学長・法科大学院長からの「メッセージ」や「理念」として掲載され、大学ホームページへのリンクを通じて、また、「入学試験要項」とともに配布される「法科大学院パンフレット」、新入生オリエンテーションでの法科大学院長挨拶、履修要項等によって、全教職員、学生等の内部構成員のみならず、社会一般に周知されている（評価の視点1-3、1-4）。

そして、これらの目標をいかにして具体化していくかということについては、「教務委員会」を中心とした全体的な F D（Faculty Development：授業の内容および方法の改善をはかるための組織的な研修および研究活動）体制が整備され、実施・開催された各種研究会等において検討がなされており、全学的な組織との連携はもとより、「法務プロジェクト運営委員会」「科目担当者会議」等における個別的な F D 活動も実施されている（評価の視点 1 - 5）。

貴法科大学院は、「市民のために働く法律家」の養成のために、法律実務基礎科目群において、プロジェクト制と結び付いた多様なエクスターンシップを組み込んだ「法務研修」（4 単位）を必修科目として設置し、社会の法的ニーズの多様性に応じた実習の機会を提供しているが、これは他に例を見ない貴法科大学院の特色であり、理論と実務との架橋を目指す法科大学院の実務基礎教育のあり方の 1 つを示すものとして、高く評価される（点検・評価報告書 6、7 頁、「2009 年度法科大学院パンフレット」8 頁、「2008 年度履修要項」13、14 頁、「2008 年度版法務研修ガイド（教員用）」、同学生用）。また、現代の多様な法的課題に対処し得る法律家の養成を目指し、選択科目のなかに「司法医学」「ジェンダーと法」「ジェンダーと法」「矯正・保護実務論」「宗教と法」等の貴法科大学院ならではの特色のある科目を開講している点は、貴法科大学院の個性を示すものとして注目される（点検・評価報告書 6、7 頁、「2009 年度法科大学院パンフレット」3 頁、「2008 年度履修要項」12 頁、「2008 年度 SYLLABUS」52、53、57、71、93 頁）。

しかしながら、貴法科大学院においては、検討し直し、場合によっては改善すべき点がいくつか存在している。まず、法律基本科目において 1 単位として開設されている演習科目の問題性について指摘しなければならない。貴法科大学院において「講義と演習の一体化」を意図して開設されている「公法演習」「公法演習」をはじめとした 1 単位の演習科目は、現段階において大学設置基準の定める単位制の趣旨に反するものとまではなっていないが、運用によっては、単位制の趣旨に照らして疑義が生じることが十分に予想される。また、そのような状況に至った場合、それは結果として、法律基本科目の修得単位数の増加、修了要件の過重化を実質的に意味することにもなり、適切ではない。そのため、今後も 1 単位科目として維持するのであれば、2009（平成 21）年度以降の新カリキュラムの下で、所期の意図を実現するための制度的な担保措置を確実に講じる必要がある。また、そうした単位設定の妥当性について改めて検証することが強く求められる。なお、この点については、本協会としても、貴法科大学院における取り組みの状況を確認する必要があるため、それら 1 単位演習科目の各年度の開講状況および貴法科大学院における検討状況をまとめた報告書を、2014（平成 26）年度まで毎年提出されるよう要請する。

このほか、指摘すべき問題点として、例えば、法律実務基礎科目群の「法務演習」「法務演習」に関する問題点が挙げられる。これらの科目は、学生のモチベーション

づけ・維持とコミュニケーション能力の涵養を目指した貴法科大学院に特有な科目である反面、それを法律実務基礎科目群に含めるべきか、そもそも単一科目として成立している性格・内容のものであるか、検討を要するものとなっている。

また、「法務研修」（４単位）を必修科目としつつ、休暇中にエクスターンシップが行われることを主たる理由に、履修登録上限単位数の対象に含めないことも適切ではない。

以上の教育内容・方法等に関する諸点とともに重要であるのが、適切な教員組織の維持・拡充と適性ある学生の受け入れとであることは多言を要しない。実地視察時には確実な解消の見通しが立ってはいたものの、2008（平成20）年度から2009（平成21）年度の2年間にわたって民事訴訟法の専任教員を欠く状態にあることは極めて遺憾であると言わざるを得ない。また、入学定員削減後において多様な入学者確保という理念の実現に向けられた社会人選抜制度等を維持しつつ行われる法学既修者の入学増加を目指す制度改革の意義・実効性を改めて問う必要がある。

法科大学院基準の各項目における概評および提言

1 教育内容・方法等

（１）法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

2 - 1 法令が定める科目の開設状況とその内容の適切性

2008（平成20）年度開設科目の状況は、法律基本科目34科目計59単位（公法系14単位、民事法系33単位、刑事法系12単位）、法律実務基礎科目10科目計17単位、基礎法学・隣接科目15科目計29単位、展開・先端科目30科目計60単位である。これらの開設科目は、法科大学院制度の目的と貴法科大学院の教育理念に則って開講されており、法令の定める各科目群の授業科目に対応しているので、法科大学院の教育課程として適切である（点検・評価報告書5、6頁、「2008年度SYLLABUS」「2008年度履修要項」35頁）。

ただし、1年次配当の「法務演習」および「法務演習」については、科目群分類に疑問が生じる余地がある。すなわち、これらの科目は、各担当教員が4つのジャンル（A「判決文を味わおう」、B「司法制度や法律家を見つめよう」、C「古典的名著に挑戦しよう」、D「授業の理解を深めよう」）から1つを選択し、その選択したジャンルの枠内で各担当教員の裁量によってテーマを設定できるとされているため、単一科目としての内実の具備といった点や、ジャンル（例えば、ジャンルC）やテーマ如何によっては科目群分類の適切性といった点に疑問が生じる可能性をはらむ。これらの科目については、法律家を目指す学生の動機づけとコミュニケーション能力の涵養のために設けられ、4科目群構成に基づく必修科目と選択科目の組み合わせだけでは十分にカバーできない内容を扱う「すき間」科目としての特色を有することは好意

的に評価できる。ただし、上述のような疑問の生じる余地があるため、今後もこれらを法律実務基礎科目群に属する単一科目として位置づけるのであれば、4つのジャンルを統合する上位概念（例えば法律実務家に不可欠な実務センスの涵養など）に基づく単一科目として科目内容を明確化するなど、改善を図ることが求められる（**「実地視察の際の質問事項への回答 No. 4、「『法務演習』ガイド（2008 年度分）」『法務演習』ガイド（2008 年度分）」、実地視察の際の面談調査」。**

また、基礎法学・隣接科目群に分類されている「家族と法」（2009（平成 21）年度休講）は、2008（平成 20）年度の授業内容を見る限りでは、家族関連事件を素材にした実務技能の修得を目的としており、当初の構想であった法社会学的な内容からの乖離がみられる。内容的には意義のある科目であるため、2010（平成 22）年度以降の開講にあたっては、法律実務基礎科目群ないし展開・先端科目群に配するなど、より内容に適した科目分類がなされることが望ましい（「2008 年度 SYLLABUS」）。

2 - 2 法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設

貴法科大学院は、その固有の「共生（ともいき）」の理念に基づく「市民のために働く法律家」の養成のために、評価の視点 2 - 9 に後述するように、法律実務基礎科目群において、多様なエクスターンシップを組み込んだ「法務研修」（4 単位）を必修科目として配置し、社会の法的ニーズの多様性に応じた実習の機会を提供している。また、選択科目として、基礎法学・隣接科目群 15 科目および展開・先端科目群 30 科目の合計 45 科目を配置して、現代の多様な法的課題に対処できる法律家の養成を目指している。なかでも、「司法医学」「ジェンダーと法」「ジェンダーと法」「矯正・保護実務論」「宗教と法」などの貴法科大学院ならではの特色ある科目を開講している点は、貴法科大学院の個性を示すものとして注目に値する（点検・評価報告書 6、7 頁、「2009 年度法科大学院パンフレット」3 頁、「2008 年度履修要項」12 頁、「2008 年度 SYLLABUS」52、53、57、71、93 頁）。

特に、エクスターンシップを含む「法務研修」の必修化は、単一の科目構成として、なお工夫の余地はあるものの、他に例をみない貴法科大学院の特色であり、理論と実務の架橋を目指す法科大学院の実務基礎教育の 1 つのあり方を示すものとして、高く評価できる（点検・評価報告書 6、7 頁、「2009 年度法科大学院パンフレット」7、8 頁、「2008 年度履修要項」13、14 頁、2008 年度版法務研修ガイド（教員用）同（学生用））。

2 - 3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮

貴法科大学院の 2008（平成 20）年度の修了要件である必要単位数は 100 単位である。修了要件の総単位数に占める、法律基本科目群の必要単位数は 59 単位、法律実務基礎科目群の必要単位数は 17 単位、基礎法学・隣接科目群の必要単位数は 6 単位、展開・

しかし、運用によっては当初の意図に反し、単位制の趣旨に照らして適切ではない単位認定が行われることになることも十分に予想される。演習科目が、貴法科大学院の意図するような講義科目の「フォローアップ授業科目」「チュートリアル授業」を超え、2単位相当の演習科目になるのであれば、9単位相当分とはいえ結果として法律基本科目の単位数増加、修了要件単位数の増大を実質的に招来することにもなり、適切ではない。実際に2009（平成21）年度のカリキュラム改正以降、同一セメスター内の開講という原則とは異なる科目も増えることとなっている（例えば、「刑事法演習Ⅰ」「刑事法演習Ⅱ」とりわけ、学年をまたぐセメスター開講という新たな状況の下

で、所期の構想が実現できるか否かは、現時点では、必ずしも明らかではない。このことは厳密には、2009（平成 21）年度以降の運用実績を見なければ判定できない事柄である（実地視察の際の質問事項への回答 No. 1、「2009 年度以降入学生対象カリキュラム改革について」）。

したがって、法律基本科目の 1 単位演習科目については、今後も 1 単位科目として維持するのであれば、2009（平成 21）年度以降の新カリキュラムの下で、所期の構想を実現するための制度的な担保措置を確実に講じることが強く求められるとともに、そうした科目の単位設定の妥当性について貴法科大学院として改めて検討し、単位制の趣旨に反する単位認定が行われることのないよう、適切な対応を講じていくことが強く求められる。

2 - 4 カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置

2008（平成 20）年度のカリキュラム編成では、「低学年次においては基本理論の修得に重点を置き、これを基盤として高学年次に実務に関する科目及び研修を展開する」（点検・評価報告書 8 頁）という観点から、1 年次は法律基本科目の基礎理論教育を中心とし、2 年次は少人数の総合演習を柱として理論の深化を図り、春期休暇中の「法務研修」を経て、3 年次は実践的な学修プログラムと実務総合演習を行うという構成になっている（点検・評価報告書 8 頁、「2009 年度法科大学院パンフレット」8 頁、「2008 年度履修要項」 頁）。

2008（平成 20）年度までのカリキュラム編成では、訴訟法科目である「民事訴訟法」「民事訴訟法」および「刑事訴訟法」「刑事訴訟法」については、「」の単位を取得しなければ「」を履修できないという先修制を採用していた（点検・評価報告書 8 頁、「2008 年度履修要項」6 頁）。これも系統的・段階的なカリキュラム編成の現れの 1 つであったが、2009（平成 21）年度からは廃止された。

実地視察において、貴法科大学院が上記先修制を廃止した理由として、当初の「基礎」から「応用」へという制度設計の下では各 2 単位の授業枠で各訴訟法の全体を学修しなければならないところ、教員の側で全体を教授するには時間的に無理があったうえ、学生の側の知識の定着度が予想以上に低かったことが判明したので、「」および「」を通して計 30 回の授業枠で手続全体を学修させる方がより効果的であるとの判断に至ったこと、および、先修制の場合、「」の単位を取得しなければ「」の履修ができないことから、かえって学生の系統的な学修を阻害する可能性もあったこと等の説明があった（実地視察の際の質問事項への回答 No. 9、実地視察の際の面談調査）。

このカリキュラム編成の変更の説明は合理的であり、学習効果の一層の効率化の観点から先修制を廃止したものであるから、先修制を廃止したからといってカリキュラム編成の全体としての系統的・段階的な科目配置の適切性が失われたというわけでは

ない。したがって、貴法科大学院のカリキュラム編成における授業科目の配置は、基本的には、系統的・段階的な配置がなされており、適切である。

2 - 5 法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫

法律基本科目群においては、基礎理論の修得から演習等による幅広い知識の修得へという展開をたどる一方で、法律実務基礎科目群においては、法律基本科目の理論的基礎のうえにたって2年次以降に開設することとしている。そして、両者をつなぐ方法として、1年次から講義科目と演習科目とを組み合わせた講義・演習一体型の理論教育をしたうえで（点検・評価報告書 20、29 頁）講義科目、演習科目、総合演習科目といった系統的・段階的の学修を経ることによって、法理論教育と法実務教育の融合を図っている（「2008 年度履修要項」 頁）。特に、法律実務基礎科目の「法務研修」はエクスターンシップをはさんで事前演習と事後演習の3段階構成となっており、6つのプロジェクト毎に、受入れ先となる実務家と研究者教員の協働による法理論教育と法実務教育の架橋が図られている（点検・評価報告書 9 頁、「2008 年度 SYLLABUS」 43～45 頁、「2008 年度版法務研修ガイド（教員用）」、同学生用 2 頁）。

法律実務基礎科目の3年次科目「公法実務総合演習」「民事実務総合演習」「刑事実務総合演習」においても、研究者教員と実務家教員が共同で少人数クラスを担当する体制がとられている（点検・評価報告書 9 頁、「2008 年度 SYLLABUS」 43、44 頁）。

したがって、法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫は適切になされている。

2 - 6 法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設

法曹倫理に関する科目としては、2年次配当の法律実務基礎科目群に「法曹倫理」（2単位）が開設されている。民事訴訟実務に関する科目としては、3年次配当の法律実務基礎科目群に「要件事実論」（2単位）および「民事実務総合演習」（2単位）が開設されている。刑事訴訟実務に関する科目としては、2年次配当の法律実務基礎科目群に「刑事弁護実務」（2単位）が、3年次配当の法律実務基礎科目群に「刑事実務総合演習」（2単位）が、それぞれ必修科目として、適切に開設されている（点検・評価報告書 10 頁、「2008 年度履修要項」 頁、「2008 年度 SYLLABUS」 39、40、43、44 頁）。

特に、2単位科目である「民事実務総合演習」および「刑事実務総合演習」のなかに、ローヤリング、民事および刑事の模擬裁判を織り込んで、学生が民事・刑事の訴訟実務の全体像をより効果的に理解することができるように工夫を凝らしている（点検・評価報告書 10 頁、「2008 年度 SYLLABUS」 43、44 頁、実地視察の際の面談調査）。

2 - 7 法情報調査および法文書作成を扱う科目の開設

法情報調査を扱う科目としては、1 年次配当の法律実務基礎科目群に、「法情報演習」（1 単位）が必修科目として開設されている。法情報処理の専門家である専任教員と兼任教員がペアとなり、ロー・ライブラリアンの補佐をも得て、法律関係情報の基本的な構造を解説したうえで、判例、法令、文献等の検索を学生に実習させているので、内容的にも、方法的にも適切である（点検・評価報告書 10 頁、専任教員の教育・研究業績 97 頁、「2008 年度 SYLLABUS」38 頁、実地視察）。

法文書作成を扱う独立した科目は開設されていない。しかし、3 年次配当の法律実務基礎科目群の必修科目である「要件事実論」「民事実務総合演習」および「刑事実務総合演習」（各 2 単位）のなかで、起訴状、訴状、答弁書、判決書などの法律文書を作成する機会が学生に与えられているうえ、必修科目「法務研修」のエクスターン期間中に、少なくとも 3 種類の起案をすることが実習内容とされている。したがって、貴法科大学院において、実質的には、法文書作成を扱う科目が開設されているといえ、適切である（点検・評価報告書 10、11 頁、「2008 年度 SYLLABUS」38、43、44 頁、「2008 年度版法務研修ガイド（教員用）」、同学生用 4 頁）。

2 - 8 法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設

リーガル・クリニックは開設されていないが、固有の臨床系実習科目としては、評価の視点 2 - 9 に後述するとおり、2 年次後期（第 4 セメスター）と 3 年次前期（第 5 セメスター）およびその間の春期休暇中に、エクスターンを組み込んだ「法務研修」（4 単位）を必修科目として開設している。この実習を通じて、学生は実務的な技能および法曹としての責任感を修得している（点検・評価報告書 11 頁、「2008 年度 SYLLABUS」45、46 頁、「2008 年度版法務研修ガイド」2 頁、「第 2 期（2007 - 08 年）法務研修報告集」）。

また、模擬裁判、ローヤリングなどの臨床系実習は、2 年次配当の必修科目「刑事弁護実務」（2 単位）、3 年次配当の必修科目「民事実務総合演習」および「刑事実務総合演習」（各 2 単位）のなかで行われている（点検・評価報告書 11 頁、「2008 年度 SYLLABUS」40、43、44 頁、実地視察）。

2 - 9 臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制

貴法科大学院における臨床実務教育の最大のものは必修科目の「法務研修」（4 単位）である。「法務研修」は、実務家と教員によって構成される貴法科大学院独自の教育・研究組織としての「法務総合プロジェクト」と密接に関係しており、同プロジェクトには、一般実務対応系プロジェクトとして、「民事系」と「刑事系」の 2 つ、特定実務対応系プロジェクトとして、「共生社会」「企業法務」「社会・労働」「公益弁護活動」の 4 つ合計 6 つのプロジェクトがある（「2009 年版法科大学院パンフレット」8 頁、「2008 年度 SYLLABUS」46 頁）。学生はそのうちの 1 つを選択し、2 年次後期（第 4 セ

メスター)または3年次前期(第5セメスター)に受講する。同科目の一部として、学生は事前演習の後に春期休暇中の3週間程度を、弁護士事務所や企業法務部などに配属されて、エクスターンとして実務実習を行う。その実習の内容としては、学生が選択したプロジェクトのテーマに従って、見学、法律相談の立ち会い、起案等が適切にプログラムされている。エクスターンシップ終了後は、事後演習として各学生が自らの実習の成果を報告し、全員で成果を共有している(点検・評価報告書11~13頁、「2008年度版法務研修ガイド(教員用)」、同学生用、「第2期(2007-2008)法務研修報告集」、実地視察の際の学生面談)。

「法務研修」を単一の科目としてみた場合、教育内容の均一性や成績評価の統一性の観点から問題があることは否めない(「2008年度授業評価アンケート報告書」(「法務研修」の自由記載欄))。しかし、貴法科大学院においては、エクスターン受入れ先の違いによる教育効果のばらつきを最小限度に抑えるために合同の事前演習および事後演習を組み合わせるなどの工夫や一般実務対応系と特定実務対応系との違いに応じた成績評価基準の設定がなされており、十分な配慮がなされている。その結果、当該科目に対する学生の評価は、一部に学生からの不満の声はあるものの、むしろ、全体として極めて高いといえる。したがって、貴法科大学院における臨床実務教育の内容は適切である(「2009年度法科大学院パンフレット」13頁、「2008年度版法務研修ガイド(教員用)」、同学生用11頁、「第2期(2007-2008)法務研修報告集」18頁以下、実地視察の際の学生面談)。

「法務総合プロジェクト」の運営は、「法科大学院教務委員会」の統括の下で実施される。「法務研修」の各プロジェクトには、「プロジェクト担当教員」が数人ずつ配置され、各プログラムの運営に携わる。プロジェクト担当教員のうち1名が「オーガナイザー教員」となり、各プロジェクトのオーガナイザー教員等11名によって構成される「法務総合プロジェクト運営会議」が、「法務研修」における学生の守秘義務や研修内容の質と成績評価の公平性の確保等に関し、統一的かつ適正な運営を図っている。また、春期休暇中のエクスターン期間中も、プロジェクト担当教員による学生の巡回指導が行われている。したがって、貴法科大学院の臨床実務教育における運営の責任体制も適切である(点検・評価報告書11~13頁、「2008年度SYLLABUS」46頁、「第2期(2007-2008)法務研修報告集」4、7~17頁)。

2-10 リーガル・クリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導

エクスターンシップの実施に関する守秘義務の徹底は、「法務研修」の事前演習における指導および2年次前期(第3セメスター)の必修科目「法曹倫理」における授業で行われている。また、「法務研修」の受講にあたって、すべての受講生は守秘義務に関する誓約書を必ず提出することとされ、違反に対しては実習が中止されるほか、学

則上の処分を受けることがあらかじめ受講者に周知されている(点検・評価報告書 13、14 頁、「2008 年度 SYLLABUS」39 頁、「2008 年度法務研修ガイド(教員用)」11 頁、「2008 年度法務研修ガイド(学生用)」11、26 頁)。

また、貴法科大学院は、すべての在籍学生を保険適用の対象とする日本国際教育支援協会の「法科大学院生教育研究賠償責任保険」契約を保険契約者として締結しており、適切である(「2008 年度版法務研修ガイド(教員用)」29 頁、同学生用 27 頁、実地視察の際の質問事項への回答 No.11)。

2 - 11 課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮

法律基本科目群 59 単位(公法系 14 単位、民事法系 33 単位、刑事法系 12 単位)、実務基礎科目群 17 単位、基礎法学・隣接科目群 6 単位、展開・先端科目群 18 単位の計 100 単位を修得し、かつ、科目群毎に定められる数値以上の修了認定基準ポイントを取得する必要がある。成績評価として絶対評価を行いつつ修了認定基準ポイント制度をとる点は、形式においては適切といい得る(点検・評価報告書 15 頁、「2008 年度履修要項」 頁、2、3 頁)。

しかし、修了要件単位数がいささか多いといえ、学生の履修上の負担への配慮から改善が望まれる。また、法律基本科目群内において、1 単位の科目として開講されている演習科目を、仮に他の講義科目、総合演習科目同様に 2 単位で計算すると、法律基本科目群は修了に 9 単位増の 68 単位を要し、全体では 109 単位必要であることになり、実質的な修了要件がさらに過重であることになる。これらの演習科目については、評価の視点 2 - 3 に既述のように、現時点において、単位制の趣旨に反する単位認定が行われているとまでは言えないものの、運用によっては適切性を欠くものとなることも十分に予想される。したがって、1 単位の科目として開講されている演習科目については、その位置づけの妥当性の検討も含め、慎重な対応が求められる(「2008 年度 SYLLABUS」5、6、24~26、28、29、35、36 頁)。

また、ポイント制については、成績評価 S (90~100 点)に 5、A (80~89 点)に 4、B (70~79 点)に 3、C (60~69 点)に 2、成績が 50~59 点に 1 ポイントがそれぞれ与えられ、法律基本科目群公法系 24 ポイント、同民事法系 57 ポイント、同刑事法系 21 ポイント、実務基礎科目群 24 ポイント、選択科目群 36 ポイント、計 162 ポイントを取得することが修了要件とされているところ、例えば、法律基本科目群公法系は 8 科目(必修)あるので、1 科目平均 3 ポイント取得することを要し、C 評価のみでは、修了に必要な単位を取得しても、ポイント不足により修了できないこととなる。このように厳格な修了判定のために採用されているポイント制は、貴法科大学院独特のものであり、修了者の水準を確保する制度として有意義なものである。それゆえにこそ、これを履修細則に定める等、その根拠を規程上も明確にすることが望まれる(「2008 年度履修要項」9 頁、「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)履修細則」)。

2 - 12 履修科目登録の適切な上限設定

1年間で履修登録できる上限単位数は、各学年次とも36単位とされている。もっとも、夏期休暇中の集中講義科目、春期休暇中の「法務研修」、随意科目の「法務演習」は履修登録上限単位数に含まないとされており、この点は、適切ではない。なお、2009（平成21）年度から法学既修者として認定された学生に限っては、履修登録上限単位数が1年次36単位、2年次44単位とすることとされている（点検・評価報告書15頁、「2008年度履修要項」5頁）。

2 - 13 他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性

あらかじめ他大学の大学院と協議した上、当該大学の大学院の授業科目を履修することができ、貴法科大学院の授業科目の履修についてもこれに準じて履修することができるとしている。また、このようにして修得した単位のうち4単位を選択科目のうち所定の科目群の修了要件の単位に含めることができるとしている。これらのことは、「龍谷大学専門職大学院学則」および「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」に定められており、適切である。もっとも、これまでのところ、このような取扱いをした例はない。将来、このような取扱いをする場合には、「法科大学院教務委員会」ならびに教授会において当該授業科目の内容を精査し、貴法科大学院の教育水準およびその教育課程としての一体性を損なわないよう運営することとなっている。また、このようにして認定する単位は、登録上限単位数36単位の範囲内とする取扱いであり、適切である（点検・評価報告書16頁、「龍谷大学専門職大学院学則」第8条、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」第8条）。

2 - 14 入学前に大学院で修得した単位の認定方法

教育上有益と認められる場合には30単位を上限として、貴法科大学院において修得したものと認定することができる。このように、学則および履修要項に要件・手続を定め、これによることとしている点は適切である（「龍谷大学専門職大学院学則」第10条第1項、第11条第2項、「2008年度履修要項」4頁以下）。

2 - 15 在学期間の短縮の適切性

入学前の既修得単位を認定された場合、または法学既修者として認定された場合は、1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができるとされており、学則に定める要件に基づいて認定することとされている点は適切である（龍谷大学専門職大学院学則13条2項）。

2 - 16 法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な

実施

法学未修者に対しては、入学直後授業開始までの1週間程度の期間に法律基本科目群担当教員による導入教育を行い、その後、1年生に対しては、随意科目として「法務演習」「法務演習」を開講し、法律書の読み方、六法の使い方、判例の読み方、法律用語の用い方等の基礎的な技術の修得を図っている。これら導入教育は義務的なものではなく、その目的・内容・規模等の詳細も事前に周知されているところであって、それらが適正に行われるのであれば有益なものである。ただし、導入教育については、法律基本科目の授業の前倒しにならないよう配慮する必要がある。現時点において、1年次前期の授業内容と連続する内容のものとはしない配慮がなされているが、今後とも注意を払うとともに、その導入教育と、法律家を目指す学生の動機付け等を意図した「法務演習」「法務演習」との関連づけをより明確にすることが望ましい（点検・評価報告書17頁、「導入教育配布資料」）。

法学既修者として認定された場合は、法律基本科目の認定を行い、通常2年次で履修する科目を1年次段階で履修することになるので、これに適した履修指導を実施することであるが、この点に関する科目履修指導の方針等をあらかじめ明確にしておく必要はある（点検・評価報告書17頁、「2008年度履修要項」4頁）。

なお、2009（平成21）年度入学予定の純粋法学未修者に対し、2008（平成20）年度内に連続セミナー（6回）、勉強会（2回）、公開授業等を行ったとのことであるが、その内容は、入学後の授業と連続性を有するものではなく、導入教育と捉え得るものである（「2009年度法科大学院パンフレット」16頁、「2008年度入学者対象『合格者のつどい』案内」「2008年度入学者対象「法学連続セミナー」案内」「2008年度入学者対象『未修者のための法学教育』案内」「2008年度入学者対象「授業公開」案内」）。

2-17 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援

学生の学習状況に合わせた個別指導を行い、授業内容についての確実な理解が得られるよう、専任教員によるオフィス・アワーを設け、オフィス・アワーの詳細については掲示板を通じて周知されており、相応の制度が整備されている。オフィス・アワーの時間帯に都合のつかない学生に対しては、それ以外の時間帯でも相談を受けることとし、柔軟な対応をしている。また、分野別標準ポイントまたは修了認定最低ポイントに達しなかった成績不振者に対しては年度末において教務委員による学習相談・指導を行うとしている点は適切である（点検・評価報告書17、18頁、「2008年度履修要項」15頁、「2008年度前期・後期オフィス・アワー開設時間」）。

2-18 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施

専任教員と連携して学修に対する相談に対応し、学修到達状況に応じた指導を行い、

学生の計画的な学修を支援するためにチュートリアル・スタッフ（ＴＳ）を、学修に必要な資料を収集したり、学生からの質問を取り次いだりする等の学修支援をするティーチング・アシスタント（ＴＡ）を、さらに学修に必要な法情報の収集に関し、学生がいつでも相談できるように法学修士号をもつロー・ライブラリアンを学生の自習スペースでもある図書館分室に、それぞれ配置しており適切である。なお、実地視察時に確認したところによれば、2009（平成21）年度前期のＴＡは16名で法科大学院修了生ないし在籍中の学生がその任に就いており、同ＴＳは22名で、こちらは弁護士および法科大学院修了生が就いている。ただし、現時点で行われているような正規授業科目の補完を超え、今後、その学習指導・支援が過度に受験指導的な補習ないし補講として機能することがないように留意する必要がある（点検・評価報告書18頁以下、「2008年度履修要項」15頁、「法務研究科チュートリアル・スタッフ規程」、「ＴＡ関係資料」、「ＴＳ関係資料」）。

2 - 19 授業計画の明示

授業を担当する全教員に、授業概要、到達目標、講義方法、15回分の授業計画、成績評価の基準と方法、テキスト・参考文献、履修上の注意を内容とするシラバスの作成等を義務づけ、これを毎年度「SYLLABUS 講義概要・授業計画」として印刷・製本し、全学生に配布しており、学生は、貸与されているノートパソコンからも常時閲覧することができる点とされている点は適切である。ただし、科目によって項目立てに差があり、テーマを掲げるに過ぎない科目もあるため、各講義の内容の詳細に及ぶべく一層の改善が求められる（点検・評価報告書20頁、「2008年度SYLLABUS」、Active Campus「法科大学院e-learningシステム」）。

2 - 20 シラバスに従った適切な授業の実施

各教員が、シラバスに従った授業を行うことを重視しており、シラバスの記載内容を変更する場合は、あらかじめ「法科大学院教務委員会」の承認を得ることとしている点は適切である。また、授業評価アンケートにおいて、各教員の授業がどの程度シラバスに従ったものであったかをおおむね知ることができるようにしているが、同アンケートに当該の直接的質問項目がなく、この点については改善が望まれる（点検・評価報告書20頁、「2008年度授業評価アンケート報告書」）。

2 - 21 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施

1年次には、専ら講義形式で行われる法律基本科目に対応する演習科目を組み合わせで設け、2年次以降においても、演習や総合演習科目において双方向の授業形態をとっている点、また、法律実務基礎科目群の多くの科目においては、模擬裁判形式やロールプレイ形式を積極的に取り入れている点は、相応の評価ができる。しかし、法

律基本科目についても双方向授業を目指すべきであろう(点検・評価報告書 20 頁以下、「2008 年度 SYLLABUS」)。

もっとも、シラバス及び授業評価アンケートによれば、1 年次科目でも双方向授業が行われているものがあるので、点検・評価報告書の記載とは若干の齟齬がある。なお、実地視察時に確認したところによれば、法律基本科目においても一部双方向授業が行われていることが明らかになった(「2008 年度 SYLLABUS」2、3、15、17、25、33 頁)。

2 - 22 少人数教育の実施状況

1 学年の入学定員が 60 名であり、法律基本科目は 1 クラス 60 名程度を前提としていたが、入学者の実数が 50 名であったこと、2010 (平成 22) 年度から入学定員が削減されることもあり、個別的対応を含め、相応の評価が可能である。また、演習科目および「刑事弁護実務」「要件事実論」においては 1 クラス 15～20 名程度のクラスで行われており、適切である。選択科目は相当数開講しており、その結果として各科目において少人数教育がなされている点も評価できる(点検・評価報告書 21 頁、基礎データ表 4、「2008 年度履修要項」 頁、「2009 年度法科大学院パンフレット」3 頁)。

なお、実地視察当日に見学した授業に出席していた学生数は、「消費者法」2 名、「ジェンダーと法」21 名、「公法実務総合演習」(a クラス)15 名、「公法実務総合演習」(b クラス)17 名、「民法 (07 年生以前)」21 名、「企業法務論」21 名、「矯正・保護実務論」21 名等であった。

2 - 23 各法律基本科目における学生数の適切な設定

法令上、法律基本科目については 1 クラス 50 名を標準とすべきところ、1 学年の入学定員が 60 名であるため、貴法科大学院においては、おおむね 1 クラス 60 名を超えない程度を適正なクラス規模として想定していた。しかし、2008 (平成 20) 年度においては、「民法」72 名、「民事訴訟法」69 名と、一部の科目で 60 名を超える状況となっていた(点検・評価報告書 21、22 頁、基礎データ表 4)。

もっとも、2009 (平成 21) 年度においては、こうした状況はおおむね改善され、最大規模のクラスで 59 名(「民法」「民法」「民事訴訟法」)となっている。2010 (平成 22) 年度から入学定員が削減されることもあって、今後は適切な学生数を維持することが期待できるが、適正規模を上回るクラスが出来ることのないよう、適切に対応されたい。また、必修科目の単位が本来の配当年度で修得できない学生数が累積的に増加することによって、少人数教育の実施が阻害されるおそれもあるため、そうした点も考慮していくことが必要である(「受講者数一覧」)。

2 - 24 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定

エクスターンシップ（実習）については、制度的に整備されており、具体的にみても、各受入れ先あたり1名の学生を派遣することとしており（1箇所のみ2名を受け入れてもらっているところがある）、個別的指導を行う上で適切なものとなっている（点検・評価報告書22頁、「2008年度版法務研修ガイド（学生用）」23頁、「実習先一覧」）。

2 - 25 成績評価、単位認定および課程修了認定の基準および方法の明示

成績評価の基本的な考え方があらかじめ履修要項に明示され、各科目の成績評価の方法はシラバスまたはこれに代わるガイド等に明示されている。すなわち、単位認定および課程修了認定の要件は、履修要項に明示されているほか、「法務研修」に関しては、「法務研修ガイド」を配布して学生に説明がなされている。成績評価、単位認定および課程修了認定の基準および方法の明示は適切である（点検・評価報告書22頁、「2008年度SYLLABUS」、「2008年度履修要項」2、3、6、8、9頁、「2008年度版法務研修ガイド（学生用）」11頁）。

2 - 26 成績評価、単位認定および課程修了認定の客観的かつ厳格な実施

成績評価は、定期試験、課題レポート、中間試験、平常点の2項目以上の方法によって評価することとされており、各方法の成績評価に占める割合はシラバスに明示されている。また、法律基本科目群のうち講義科目は定期試験を必ず実施するものとされているが、成績評価における定期試験の割合は50%から90%まで様々である。演習科目は平常点評価が70%を超えるものがある。なお、シラバスで示されたこれらの割合を変更する場合は、「法科大学院教務委員会」の承認を求めており、それにより成績評価の厳格性を確保しようとしている（点検・評価報告書23頁、「2008年度SYLLABUS」）。

成績は、S（90～100点）A（80～89点）B（70～79点）C（60～69点）D（59点未満）の5段階で表示され、C以上が合格である（「2008年度履修要項」9頁）。

法律基本科目群のうち講義科目については、おおむね、評価Sの者が0名から2名程度であり、多くはBまたはC評価を受けている。不合格者の割合は科目間に差はあるが（0%～37%）おおむね10%程度である。法律基本科目群以外の講義科目についてもおおむね同様である。なお、実地視察において定期試験問題および答案を閲覧したところ、成績の評価は適正に行われていることが確認された（「2008年度前期成績分布」「2008年度後期成績分布」）。

他方、演習科目については、定期試験を実施せずに中間試験または課題レポートならびに平常点で評価することとされており、提出された資料による限り、結果的にほとんどの受講生がA評価を受けている（「成績評価の基準と方法について」「2008年度前期成績分布」）。

課程修了は、評価の視点 2 - 11 に既述のように修得単位数とポイントによって判定されるが、2007（平成 19）年度修了生については、入学者（58 名）に対し、修了判定対象者は 42 名であり、このうち単位不足により 2 名、ポイント不足により 1 名、計 3 名が修了延期となっている（点検・評価報告書 25 頁、基礎データ表 3）。

これらの状況から、法律基本科目（講義科目）の単位認定および修了判定は適切になされていると判断できる。しかしながら、点検・評価報告書において「学生の中には修得すべき内容を必ずしも十分に理解することができず、段階的学修に支障を来している者もあるようである」との記述もあるので（点検・評価報告書 8 頁）各科目の到達目標および成績評価方法について、FD 等で一層の改善を図ることが求められる。演習科目については、成績評価の基準および方法を改善することが求められる。

2 - 27 再試験の基準および方法の明示とその客観的かつ厳格な実施

再試験については、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」第 9 条 2 項が「教授会において教育上有益と認めるときは、不合格者について再試験を行う」と規定し、再試験対象科目および再試験受験要件を履修要項で学生に明示している。それによれば、再試験対象科目は法律基本科目群に属する科目 21 科目と法律実務基礎科目群の「要件事実論」である。受験資格は、法律基本科目にあっては定期試験の成績が 50 点以上 60 点未満の者であり（ただし、追試験受験者は再試験の受験資格を欠く）、「要件事実論」にあっては、同科目の不合格者のうち「要件事実論」と「民事実務総合演習」の合計点が 110 点以上の者である。これらの要件は履修要項により学生に周知されている（「2008 年度履修要項」8 頁）。

再試験の要件は適切であり、再試験の受験要件および申請手続も学生に周知されており特に問題はない。実地視察の結果、再試験の出題およびその評価は適切になされていることが確認された（再試験問題および答案）。

2 - 28 追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施

追試験は、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」第 9 条 1 項で、「病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった者に対しては、当該学生の申出に基づき追試験を行う」と定められ、履修要項で追試験事由が明確に示され、学生に周知されている。なお、追試験の評価は 80 点を上限とするとされている。追試験事由およびその周知方法は適切である（「2008 年度履修要項」7 頁）。

2 - 29 進級を制限する措置

進級を制限する措置はとられていない。しかし、点検・評価報告書において「学生の中には修得すべき内容を必ずしも十分に理解することができず、段階的学修に支障を来している者もあるようである」と自己分析しているように（点検・評価報告書 8

頁)、系統的・段階的な教育を実施するためには、適切な進級制限措置を設けることも必要であるので、この点については改善が必要である。

なお、2010(平成22)年度入学生からは、1年次、2年次それぞれで、必修科目について2科目以上取得できなかった場合、あるいは標準ポイントに達しない場合は、進級を認めないこととされた(点検・評価報告書25頁)。

2-30 進級制限の代替措置の適切性

貴法科大学院は進級制限措置をとっておらず、代替措置としてポイント制を採用している。また、ポイントが基準に達しない者(C判定の者)は進級後も当該科目の再履修を認めている(「2008年度履修要項」6頁)。

しかし、ポイント制は修了判定基準であって進級判定基準ではなく、基礎学力が不足しているにもかかわらず進級できるため高年次配当科目の履修が困難となっている例のあることが、点検・評価報告書において指摘されている(点検・評価報告書8頁)。そのためポイント制が進級制限の代替措置として適切に機能しているとはいえない。ただし、評価の視点2-29に既述のとおり、2010(平成22)年度入学者よりポイント制を活用した進級制限措置が導入される予定であり(点検・評価報告書25頁)、改善のための取組みがなされている。

2-31 教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性

法律基本科目(講義科目)においては、期末試験のほかに中間試験や確認テストを実施し、教育効果の測定を行っている(中間試験の実施については「科目担当者会議」で調整している)。また、FDで、全学生の総合成績や各科目群別成績、各科目別成績について、分布状況・年次変化等の資料を配布して、学生の学修状況を把握することに努めている(点検・評価報告書25頁)。

なお、実地視察の結果、FDに関する会議においては、学生の成績状況に関するデータを詳細に提示して、教育上の問題点を分析し、授業改善のための具体的な改善策を丁寧に議論していることが確認された。

2-32 FD体制の整備とその実施、および2-33 FD活動の有効性

「法科大学院教務委員会」が責任主体となって、全教員が参加する「FD研究会」を設け、2005(平成17)年度3回、2006(平成18)年度4回、2007(平成19)年度5回、2008(平成20)年度6回の「FD研究会」を実施している。(点検・評価報告書26頁)。

「FD研究会」開催数は年度を追う毎に増えており、そのテーマも多彩になっており、おおむね適切になされていると認められる。2009(平成21)年2月には「法科大学院FD活動に関する規程」が整備され、「FD委員会」が創設され、従来の「科目担

当者会議」は「FD部会」とされ活動の基盤となったので、より効果的なFD体制となったといえる（点検・評価報告書 26 頁、「法科大学院FD活動に関する規程」）。

FD活動の有効性について、点検・評価報告書の記載は抽象的であったが、実地視察の結果、上述のとおり、FD活動は有効に機能していると判断できる。

2 - 34 学生による授業評価の組織的な実施

随意科目である「法務演習」「法務演習」を除き、すべての科目につき学生による授業評価は実施されており、学生による授業評価が組織的に実施されていると認められる。また、ウェブによる実施から紙媒体による実施に改めるなど授業評価アンケートの回答率を高めるための対応をしており、2008（平成 20）年度後期科目の回収率は 82%となった（点検・評価報告書 27、28 頁、「2008 年度授業評価アンケート報告書」）。

2 - 35 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備

毎学期、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果は科目担当の全教員に配布されるほか、「法科大学院教務委員会」での検討に付されている。また、それにより「要件事実論」の再試験制度化等の措置がとられている。このように学生による授業評価の結果を教育改善につなげる仕組みは整備されているといえる。授業評価アンケート結果についての教員間での共有や学生へのフィードバックが十分でなかったが、2008（平成 20）年後期授業評価アンケート結果は、学生用ポータルサイトで公表されており、改善が図られている（点検・自己評価書 27、28 頁、ホームページ）。

2 - 36 教育内容および方法に関する特色ある取組み

貴法科大学院は「市民のために働く法律家」の養成という理念を実現するために、「龍谷大学法科大学院法務総合プロジェクト」を基盤にして、重層的・段階的な教育システムを構築して、伝統的科目のほかに、「刑事弁護」「国際人権法」「ジェンダーと法」「消費者法」「ITと法」などの特色ある科目を提供し、さらにエクスターンシップを含む「法務研修」を必修科目として配置している（点検・評価報告書 29 頁、「2008 年度履修要項」11 頁）。

カリキュラムは、法科大学院としての比較的オーソドックスな構成であるが、「法務研修」を「法務総合プロジェクト」と関連づけてその位置づけを明確にしていることは評価できる（点検・評価報告書 28 頁、「2008 年度版法務研修ガイド（教員用）」、同学生用）。

また、全学生にノートパソコンを無償貸与したうえで、e-learning システム（双方向教育システム）を取り入れ、授業自動録画の配信を可能としている IT を活用した法学教育は特色のある取組みである。実地視察の結果、ノートパソコンの無償貸与は、学生が自発的な学修を支援する方法として有効に機能していることが確認された（点

検・評価報告書 29 頁 》

(2) 長 所

- 1) 理論と実務を架橋する教育科目として、エクスターンを含む「法務研修」を必修化したことは、法科大学院における実務臨床教育の 1 つのモデルを示すものとして、高く評価できる (評価の視点 2 - 36) 》

(3) 問題点 (助言)

- 1) 「法務演習」および「法務演習」を現行の法律実務基礎科目群に属する単一科目として位置づけるのであれば、4 つのジャンルを統合する上位概念 (例えば法律実務家に不可欠な実務センスの涵養など) に基づく単一科目としての科目内容を明確化するなど、改善を図る必要がある (評価の視点 2 - 1) 》
- 2) 基礎法学・隣接科目群に分類されている「家族と法」については、基礎法学・隣接科目として実施内容が適切であるか検討の必要がある (評価の視点 2 - 1) 》
- 3) 修了要件単位数が 100 単位といささか多く、学生の履修上の負担への配慮から改善が望まれる (評価の視点 2 - 11) 》
- 4) 修了認定基準ポイント制度については、履修細則に定める等、その根拠を規程上も明確にすることが望まれる (評価の視点 2 - 11) 》
- 5) すべての科目につき双方向ないし多方向の討論を重視する法科大学院教育の考え方に基づき、1 年次の講義科目についても双方向性・多方向性をより一層確保することが望まれる (評価の視点 2 - 21) 》
- 6) 法律基本科目の演習科目については、一部にほとんどの受講生が A 評価を受けている科目が見られるため、厳格な成績評価の観点から改善が望まれる (評価の視点 2 - 26) 》

(4) 勧 告

- 1) 「講義と演習の一体化」という構想のもと、1 単位科目として位置づけられている法律基本科目の演習科目については、運用によっては単位制の趣旨に反するものとなり、またその結果として、法律基本科目の修得単位数の増大、全体の修了要件の増加を実質的にもたらすことも十分に予想される。今後も 1 単位科目として維持するのであれば、2009 (平成 21) 年度以降の新カリキュラムの下で、所期の構想を実現するための制度的な担保措置を確実に講じ、またそうした科目の単位設定の妥当性について改めて検証し、単位制の趣旨に反することのないよう対処されたい (評価の視点 2 - 3、2 - 11) 》
- 2) 各年次に履修登録できる単位数の上限設定について、夏期休暇中の集中講義、

春期休暇中の法務研修を対象外としている点は適切でないため、各年次の履修登録単位数に含めるなどにより改善されたい（評価の視点 2 - 12）。

3) シラバスにおいて、科目によって項目立てに差があり、テーマを掲げるに過ぎない科目もあるため、授業計画の明示を徹底されたい（評価の視点 2 - 19）。

4) 法律基本科目における 1 クラスの学生数が、適正数を大幅に上回る状況はおおむね解消したものの、59 名の学生数を抱えるクラスも依然として存在するため、今後とも適切な対応を講じられたい（評価の視点 2 - 23）。

2 教員組織

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

3 - 1 専任教員数に関する法令上の基準（最低必要専任教員 12 名、学生 15 人につき専任教員 1 名）

収容定員 120 名の貴法科大学院に求められる必要専任教員数は 12 名であるところ、2008（平成 20）年 5 月 1 日において 23 名（うち、教授 22 名、准教授 1 名、また、これらのうち実務家教員は、教授 3 名、准教授 1 名）が配置されており、また、専任教員 1 名あたりの学生数は 7.8 人である。よって、基準を満たしているものと認められる（点検・評価報告書 30 頁、基礎データ表 5）。

なお、上記に加え、2009（平成 21）年 4 月 1 日には実務家教員がさらに 1 名増員され、充実が図られている。

3 - 2 1 専攻に限った専任教員としての取り扱い

2008（平成 20）年度において、上記 23 名の専任教員は、いずれも 1 専攻に限り専任教員として取扱われており、適切である（点検・評価報告書 30 頁、基礎データ表 5）。

3 - 3 法令上必要とされる専任教員数における教授の数（専任教員数の半数以上）

2008（平成 20）年度の専任教員 23 名の内訳は、教授 22 名、准教授 1 名であり、必要専任教員数の半数以上が教授であるとの基準を満たしている（点検・評価報告書 30 頁、基礎データ表 5）。

3 - 4 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備

各科目の専任教員は、その担当分野について優れた研究業績と高度な指導能力を有する研究者教員または豊かな実務経験と高度な指導能力を有する実務家教員であると認められる（点検・評価報告書 30 頁、専任教員の教育・研究業績、実地視察時間閲覧資料）。

3 - 5 法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数（5 年以上の法曹としての実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心におおむね 2 割以上の割合）

貴法科大学院の必要専任教員数 12 名の 2 割は 2.4 名であるところ、2008（平成 20）年度の専任教員 23 名中、実務家教員は 4 名であり、法曹実務経験者に限ってみても 3 名であって、それぞれが 5 年以上の実務経験を有し、かつ、担当分野における高度の実務能力を有するものと認められるので、基準を満たしている（点検・評価報告書 31 頁、基礎データ表 7、専任教員の教育・研究業績）。

なお、評価の視点 3 - 1 に既述のとおり、2009（平成 21）年度は実務家教員がさら

に 1 名増員されている。

3 - 6 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置

入学定員 100 名未満の法科大学院にあっては、法律基本科目（7 科目）の各科目に 1 名ずつ専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く）が適切に配置されていることが求められる。2008（平成 20）年度においては、憲法 3 名、行政法 2 名、民法 4 名、商法 2 名、刑法 3 名、刑事訴訟法 1 名の専任教員が配置されていたが、民事訴訟法を担当する専任教員は不在であった（点検・評価報告書 32 頁、基礎データ表 6）。したがって、2008（平成 20）年度の時点では、法律基本科目の各科目への専任教員の配置状況に重大な問題があったといわざるを得ない。2009（平成 21）年度においては、法学部に新たに着任した教員が兼任教員として法科大学院の民事訴訟法を担当するようになっているが（点検・評価報告書 32 頁、「2009 年度 SYLLABUS」24 頁）この教員は法科大学院においても専任としての取扱いを受ける教員（専任（兼任）教員）ではないとのことであるので、前記の状況は 2009（平成 21）年度においてもなお続いている。

もっとも、2009（平成 21）年 7 月 15 日の法科大学院教授会において民事訴訟法担当の専任教員人事が行われ、その後も当該教員の移籍に必要な大学間手続が進められており、2010（平成 22）年 4 月 1 日には着任することが確実に見込まれている。したがって、約半年後には、法律基本科目への専任教員の適切な配置が再度確保されることになる（実地視察の際の質問事項への回答 No.26、着任予定教員の教育・研究業績資料、「教授会議事録」）。

しかしながら、評価の視点 3 - 9 に後述するように、問題は民事訴訟法だけではなく、まもなく定年退職者が大量に発生する予定であることを勘案すると、危機的な状況は依然として続くのではないかと懸念も否定できないところであり、専任教員の配置に不備が生じることのないよう留意していく必要がある。

3 - 7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目への専任教員の適切な配置

2008（平成 20）年度は、法律基本科目に 15 名、基礎法学・隣接科目に 2 名（研究者教員・実務家教員各 1 名）展開・先端科目に 4 名（研究者教員 3 名・実務家教員 1 名）の専任教員を配置しており、民事訴訟法を除いて、おおむね適切な配置であるといえる。また、専任教員が担当する科目の割合は、法律基本科目 86.2%、基礎法学・隣接科目 43.8%、展開・先端科目 50.0%であり、適切といえる（点検・評価報告書 33 頁、基礎データ表 2）。

3 - 8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置

2008（平成 20）年度においては、「法情報演習」に 1 名の実務家教員（専任）「要件事実論」に 4 名の実務家教員（うち 2 名が専任）を適切に配置するほか、「法曹倫理」「刑事実務弁護」「要件事実論」「公法実務総合演習」「民事実務総合演習」「刑事実務総合演習」に、実務経験のある教員を配置しており、適切である（点検・評価報告書 33 頁、基礎データ表 7 等、「2008 年度 SYLLABUS」）。

3 - 9 専任教員の年齢構成

2008（平成 20）年度専任教員 23 名中、31～40 歳が 2 名、41～50 歳が 4 名、51～60 歳が 6 名、61～70 歳が 11 名である。現状は、教育研究上の水準の維持向上および教育研究の活性化を図る上で直ちに支障を来すような著しい偏在状況とはいえない。しかしながら、60 歳代、しかもその後半の比率が特に高く、30 歳代および 40 歳代の教員比率が低いので、バランスのとれた年齢構成とはいえない。点検・評価報告書によれば、「2010 年度末までに 7 名の専任教員の定年退職が見込まれ」ているということであるが、この状況は危機的状況であって、今後専任教員の配置が必要な科目で欠員が生じるおそれがあり、適正な教員補充計画の整備が喫緊の課題である。目下のところ、「専任教員の計画的な補充配置を検討」中とのことであるので、その確実な遂行を求める（点検・評価報告書 31～33 頁、基礎データ表 8）。

3 - 10 教員の男女構成比率の配慮

2008（平成 20）年度における専任教員 23 名のうち、女性教員は 1 名であり（4.3%）兼担・客員教員を含めても 3 名にとどまっているため、教員の男女構成比率は適切とはいえない。専任教員の男女構成比率にも配慮しながら適正な人事計画を整備することが必要である（点検・評価報告書 33 頁、基礎データ表 7）。

3 - 11 専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮

相当数の定年退職を見越した補充人事を全学的な視野で検討しているとのことであるので、後継者の補充については一定の配慮がなされているといえるが、後継者の養成について、点検・評価報告書においては、基本的に、法科大学院修了後の博士課程後期への進学制度がある旨、また、法科大学院修了生に不利にならないような受験科目等の配慮を施した旨の報告にとどまっております（点検・評価報告書 34 頁）これらだけで後継者養成に対する配慮として十分とはいえない。現在は、貴法科大学院としてどのような措置を取りうるのかを模索している段階である。後継者養成システムについては、さらに多様なルートも視野に入れて検討することが望まれる。

3 - 12 教員の募集・任免・昇格の基準、手続きに関する規程

関係教員への推薦依頼に基づく個別審査制をとることを前提として、募集・任免・

昇格については、全学の「教育職員選考基準」があり、法科大学院教員の選考については「法務研究科（法科大学院）教員選考内規」および「法務研究科（法科大学院）教員選考手続細則」に基づいて行われることになっている。したがって、選考基準および手続規程は整備されている（点検・評価報告書 34 頁、「教育職員選考基準」「法務研究科（法科大学院）教員選考内規」「法務研究科（法科大学院）教員選考手続細則」）。

3 - 13 教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用

昇格人事の実績はなく、2008（平成 20）年度までに 2 名の専任教員の採用人事があったことがうかがわれるが、特段の問題はなく、適切な運用が行われている（点検・評価報告書 35 頁、基礎データ表 7）。

3 - 14 専任教員の授業担当時間の適切性

専任教員（研究者教員）の授業担当時間の最大は 12 時間、最小は 6 時間であり、専任教員（実務家教員）の授業担当時間の最大は 11.2 時間、最小は 8.5 時間であり、平均は 7.98 時間である。したがって、著しく過重な事例はなく、授業担当時間は適切と判断される。教員によって授業担当時間の差異が大きいが、それは任用身分・役職兼務等による違いによるものである。ただし、一部の教員に負担が偏らない配慮は必要である（点検・評価報告書 35 頁、基礎データ表 9）。

3 - 15 教員の研究活動に必要な機会の保障

全学的に研究専念期間（長期・短期国外研究員および国内研究員、サバティカル制度等）を設けているが、2008（平成 20）年度までは、法科大学院においては、その実施を短期国外研究員（1 ヶ月以上 3 ヶ月以内）に限るなど、限定的な運用にとどめていた。法科大学院においては、授業担当者の代替手配の困難性ゆえに実際には利用が難しい現実があるが、制度的には整備されている。これらの制度の実質的な保障・実施を確保すべく一層の改善努力が望まれる（点検・評価報告書 35 頁）。

3 - 16 専任教員への個人研究費の適切な配分

大学全体の制度として、すべての専任教員に「個人研究費」として旅費込みで年間 38 万 8,760 円が支給され（特任教員の場合は 14 万 4,564 円）このほかに、各専任教員の申請に基づき、研究助成・補助制度として、単年度または複数年度にわたり、出版助成、国際学会出席旅費補助、原稿掲載料補助など様々な研究助成が行われている。以上から判断すると、決して十分とはいえないが、おおむね適切な配慮がなされていると認められる（点検・評価報告書 35、36 頁、基礎データ表 12）。

3 - 17 教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備

T A、T Sの採用、教学促進費による外部講師招聘、研究を支援する研究部の設置などにより、人的な補助体制の整備が適切になされているといえる。なお、T Aに関しては、2008（平成20）年度前期においては10科目のべ10名、2008（平成20）年度後期においては16科目のべ16名が任用され、授業担当者の指示の下に授業準備の補助業務等を担っている。また、T Sに関しては、2008（平成20）年度には11名の弁護士がこれに充てられ、学習相談や自主ゼミ指導などの業務を担っている（点検・評価報告書36頁、「T A関係資料」「T S関係資料」）。

3 - 18 専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備

教員の教育・研究活動の活性度を評価する仕組みとして、授業評価アンケートやFD活動があるとされ、授業評価アンケートの結果公表や、これを活用した「FD研究会」などが、教育・研究活動の活性化に役立っているとの自己評価がなされている。これは研究活動よりも主として教育活動の面であるが、おおむね、組織的な方法は整備されているといえる。さらに、全学的なレベルでの教員評価のあり方に関する検討結果が待たれるところである（点検・評価報告書28、36頁、「2008年度授業評価アンケート報告書」）。

（2）長 所
なし

（3）問題点（助言）

- 1） まもなく専任教員の定年退職者が大量に発生する予定であることからすると、専任教員の年齢構成等に配慮しながら計画的な補充配置を確実に遂行し、専任教員の配置に不備が生じることのないよう留意していく必要がある（評価の視点3 - 9、3 - 11）。

（4）勧 告
なし

3 学生の受け入れ

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

4 - 1 学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定およびその公表

貴法科大学院は、「市民のために働く法律家」となる意欲と資質を持った人たちを受け入れるため、多様な学歴・職歴をもった学生を受け入れる方針であり、そのため、法学既修者コースは設けず（ただし、入学後の法学既修者認定試験の制度は置いている）、入試に法律科目試験は実施していない。意欲や目的意識を考慮するため入試制度に自己推薦書および面接試験を重視し、また、社会人選抜入試を実施して社会人としての経歴や実績等を積極的に評価している。これらの選抜方法および手続については「法科大学院パンフレット」および「入学試験要項」を希望者に無料配布し、ホームページでも周知徹底を図っている。志願者の質問には「法科大学院入試・広報委員会」が対応するなどの体制や独自説明会の実施にも取り組んでおり、受け入れ方針、選抜方法、手続は適切であり、かつ、公表も適切になされている（点検・評価報告書 37 頁、「2009 年度法科大学院パンフレット」16～18 頁、「入学試験要項」、龍谷大学法科大学院ホームページ）。

4 - 2 学生の適確かつ客観的な受け入れ

評価の視点 4 - 1 に既述した受け入れ方針のもと、一般入試と社会人入試のいずれも、適性試験（100 点）、自己推薦書（100 点）および小論文・面接試験（100 点）の総合評価によって判定されている。小論文試験の問題は、法学に関する分野からの文献から出題されているものが多いが、問題の内容は法学の専門的知識を問うものではない。また、自己推薦書と小論文・面接は、いずれも複数の委員が採点にあたることで評価の客観性・公正性が担保され、採点者会議で平均点の調整の必要性を検討しているとされる。試験方法・内容・採点基準については「法科大学院パンフレット」、入学試験要項、ホームページで公表している。

以上により、学生の適確かつ客観的な受け入れがおおむねなされていると評価し得るが、2010（平成 22）年度からは入学定員が 30 名となることに伴い適性試験得点の最低基準を設定することにしたのは評価をより客観化するものと評価し得る。また、同年度入試（2009（平成 21）年度実施）からは自己推薦書と小論文・面接試験の配点が各々 50 点および 150 点に変更されたが、これは過去の入試成績と入学後の成績を考慮したものであり、学生のより適確な受け入れに向けた努力と評価し得る（点検・評価報告書 38、39 頁、「2009 年度法科大学院パンフレット」、「入学試験要項」「入学試験規程」「2010 年度入試概要」、実地視察の際の面談調査、ホームページ）。

なお、自己推薦書の記載事項に「司法試験の短答式の合否や論文試験の成績」の記載をも認め、資格試験の受験歴の一例として旧司法試験の受験歴が考慮要素として排除されていない。自己推薦書を評価する際のいくつかの参考項目の 1 つであって、A

～ D の 4 段階中の B ランクの評価項目に分類されていることなど相対的に考慮の度合いは高くないとはいえるが、法学未修者の選抜においてこうした受験歴を問うことは適切ではないため、早急な改善が求められる（「入学試験要項」「自己推薦書の評価基準」「特定評価参考項目」、実地視察の際の質問事項への回答 No.31、実地視察の際の面談調査）。

4 - 3 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保

入試は一般選抜と社会人選抜の 2 種類のみであり、特別な受験枠はない。

一般選抜の受験資格には大学卒業（見込み）者のほか、飛び入学制度、「大学を卒業したと同等以上の学力があると本法科大学院が認めた者」があり、適切と認められる。

社会人選抜は入学時まで通算 3 年以上の社会人経験を有しかつ大学を卒業した者とされるが、社会人経験には家事労働、NPO 活動等も含まれるとされており、多様な社会経験を考慮しようとするものと評価できる。

試験期日を秋・春の 2 回とし、一般選抜は週末、社会人入試は日曜日に設定されていること、受験資格に関する情報を積極的に開示し、照会には迅速に答える等の試みを行っている点は受験の機会を広げるよう配慮されている（点検・評価報告書 39、40 頁、「2009 年度法科大学院パンフレット」「入学試験要項」）。

4 - 4 入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施

入学者選抜に関わる業務は、全学レベルでは「入学試験委員会」が所管し、法科大学院の場合、小論文試験の出題は「出題委員会」が問題を作成し、構成、内容、解答等の点検を行うとともに、実務は「法科大学院入試・広報委員会」（教員 3 名、担当事務職員 2 名）が事務を所掌し、法科大学院教務課と入試部がこれに協力して行っている。問題の出題・採点（書類審査および小論文）等の実施も、責任ある実施体制のもとで適切に安定した業務が遂行されていると認められる（点検・評価報告書 40 頁、「入学試験規程」「入学試験実施要項」「入試広報委員会記録」、実地視察の際の質問事項への回答 No.33）。

4 - 5 各々の選抜方法の適切な位置づけと関係

一般選抜と社会人選抜の 2 種類の選抜を行っているが、これは多様な社会経験を有する者に門戸を広げるためである。また、入試を前期試験（募集定員 50 名、一般選抜 35 名程度、社会人選抜 15 名程度）、後期試験（募集定員 10 名、一般選抜および社会人選抜ともに若干名）の 2 回実施しているが、これは受験機会を広げるためである（なお、2010（平成 22）年度から入学定員が 30 名に削減されるが、上記の選抜方法は維持されている）。これらの選抜方法に特段の問題はなく、合理的で適切なものと認められる（点検・評価報告書 40、41 頁、「2009 年度法科大学院パンフレット」「入学試験要項」）。

「2010 年度入試概要」)。

4 - 6 公平な入学者選抜

貴法科大学院は自校推薦や団体推薦等による優先枠の入学選抜は行っていない。過去4回の入学者のうち、自校出身者は2005(平成17)年度5名、2006(平成18)年度9名、2007(平成19)年度7名、2008(平成20)年度11名と偏りはなく、公平な入学選抜が行われていると認められる(点検・評価報告書41頁、「2009年度法科大学院パンフレット」「入学試験要項」)。

4 - 7 複数の適性試験を採用する際の内容・方法の適切性とその事前公表

貴法科大学院では大学入試センターと日弁連法務研究財団が実施する適性試験のいずれか一方の成績を提出すればよいものとし、受験生が両方の成績を提出した場合は、日弁連法務研究財団が公表している「対応表」によって大学入試センターの得点に換算して高い方を受験生の得点としている。こうした方針は「法科大学院パンフレット」および入学試験要項に明記されており(ただし、「法科大学院パンフレット」には評価方法は明記されていない)内容・方針・公表方法いずれも適切と認められる(点検・評価報告書41頁、「2009年度法科大学院パンフレット」「入学試験要項」)。

4 - 8 法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表

法学既修者コースは設けられていないが、法学既修者認定試験により2年で修了することが認められている。同試験は入学直後のオリエンテーション期間に実施され、試験科目は憲法、行政法、民法、商法、刑法、民事訴訟法および刑事訴訟法の7科目、合格点は全科目70点以上とされるが、過去4年間に合格者はいない(認定希望者16名中)。こうした方針と試験方法は「法科大学院パンフレット」、入学試験要項に明記されているが、合格点は「一定以上の成績」としか記されていない。今後、具体的な認定基準も明らかにしていくことが望まれる。

なお、2009(平成21)年度からは法学部教育との連携を図るとして、法学既修者認定試験を前期入試の第2日目にし、かつ、試験科目を憲法、民法、商法および刑法の4科目に大幅削減した。これはカリキュラム改訂により1年次配当の法律基本科目が上記4科目になったことで可能となったものである。認定基準・方法、その公表ともに適切なものと認められるが、演習科目を認定してしまうこと、認定する分野が認定しない分野の学修を前提とする場合があること(「民法」「民法」など)等、課程修了という観点からするとなお検討の余地がある(点検・評価報告書42頁、「2009年度法科大学院パンフレット」「入学試験要項」)。

4 - 9 法学既修者の課程修了の要件の適切な設定

法学既修者認定試験に合格した者は1年次配当の法律基本科目合計30単位を一括して修得したものとみなされるが、上記のとおり2009（平成21）年度からは法学既修者認定試験制度が改定されたことに伴い、一括認定される単位数は26単位となった。いずれの認定単位数も適切である（点検・評価報告書43頁、「入学試験要項」13頁、「2009年度法科大学院パンフレット」16頁）。

4 - 10 学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立

入試の運営については「法科大学院入試・広報委員会」を設置して入学選抜制度の運営および検討を恒常的に行っており、検討結果を教授会に提案し、審議・決定され、全学の「入学試験委員会」で承認されるシステムとなっている。また、受験生のニーズに応ずるため、志願者、合格者、在籍学生にアンケートを実施して意見・要望を聴取しており、組織体制・システムは確立しているものと認められる（点検・評価報告書44頁、「入試広報委員会記録」）。

4 - 11 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮

入学者の多様性を確保するため入試で法学に関する専門的知識を問わず、また、一般選抜の他社会人選抜の制度を設けている。さらに、小論文試験では社会科学的なテーマについて出題し、面接で複数の教員が質問して応答を評価し、自己推薦書に記載された志望動機や問題意識等についても面接で確認している。非法学部系学部出身者および社会人入学者は3割以上を占めており（2005（平成17）年度67.24%、2006（平成18）年度53.33%、2007（平成19）年度56.90%、2008（平成20）年度37.25%）多様な知識・経験を有するものを入学させるための配慮がなされているものと認められる（点検・評価報告書44頁、基礎データ表14、「入学試験要項」「2009年度法科大学院パンフレット」）。

4 - 12 法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表

法学以外の課程履修者または実務等経験者は評価の視点4 - 11に既述したとおり3割を超えており、これらのものを入学させるための努力がなされているものと評価できる（点検・評価報告書45頁、基礎データ表14）。

4 - 13 入学試験における身体障がい者等への適正な配慮

入試において身体に障がいのある受験生のための特別措置が設けられており、希望する学生が申し出れば、対応可能性を検討のうえ、障がいの種類・程度に応じた特別措置を決定することになっている。これまで、視覚障がい者、身体機能障がい者等の

受験を認めており、拒否した事案はなく、視覚障がい者1名が入学しており、適正な配慮がなされていると認められる（点検・評価報告書45、46頁、「入学試験要項」）。

4 - 14 入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数の管理

在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないように、入学試験は前期（50名）後期（10名）に分けて実施しており、入学定員を大幅に下回る場合は教授会決定に基づき追加合格を発表することとしている（追加合格実施は2006（平成18）年度のみ）。各年度の入学者は2005（平成17）年度58名、2006（平成18）年度60名、2007（平成19）年度58名、2008（平成20）年度51名であり、いずれも入学定員60名の枠内である。また、修了認定はポイント制度を導入しているが、2008（平成20）年度の在籍学生は1年次52名、2年次54名、3年次56名、3年次を超えて在学するものは3名で合計165名であり、収容定員の枠内となっており、定員管理は適切である（点検・評価報告書46頁、基礎データ表15）。

4 - 15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応

上記のとおり、学生収容定員に対する超過や大幅な不足は生じていない。

4 - 16 休学者・退学者の状況把握および適切な指導等

休学・退学の申出に対しては学生生活主任が面談して理由を聞き取り、その内容を記録して「法科大学院教務委員会」に引き継ぎ、最終的には教授会で承認をする。この過程を通して休学者・退学者の状況や理由の把握と分析を行っている。2005（平成17）年度入学者については、退学者11名、休学者5名、2006（平成18）年度入学者については退学者7名、休学者1名、2007（平成19）年度入学者については退学者5名、休学者1名であるが（2007（平成19）年度末時点）休学・退学の理由は「他の法科大学院進学」「就職」「法曹断念による進路変更」「病気」「経済的事情」「家庭的事情」等で把握されており、学生生活主任を中心に指導がなされている（点検・評価報告書46、47頁、基礎データ表16、「2008年度履修要項」23～26頁、「2005 - 2007年度学籍異動状況一覧」、実地視察の際の質問事項への回答No.35）。

（2）長 所

なし

（3）問題点（助言）

- 1）法学既修者認定試験の合格基準点が公表されていないため、改善が望まれる（評価の視点4 - 8）
- 2）定員30人に削減後も社会人選抜制度等の多様な入学者確保の理念は維持する

とのことであるが、他方で上記のとおり法学既修者の入学増加へ向けた制度改定もあり、理念をいかに維持するかが課題となる（評価の視点4 - 11）。

（4）勸 告

- 1）入学者選抜に際し、司法試験の短答式の合否や論文試験の成績も「自己推薦書」の記載事項の1つとして認めているが、法学未修者の適性を評価する際の考慮要素としては適切ではないため、早急に改善されたい（評価の視点4 - 2）。

4 学生生活への支援

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

5 - 1 学生の心身の健康を保持・増進するための相談・支援体制の整備

学生の身体の健康については全学的体制として保健管理センターを置き、年度初めの健康診断から日常的な健康管理相談、診療対応が行われるようにしている。メンタルヘルスについては全学的な支援体制として保健管理センターと学生部の連携のもとに「何でも相談室」「こころの相談室」が設置されており、臨床心理資格を有するカウンセラーが対応する体制ができており、相談支援体制は適切に整備されている（点検・評価報告書 48 頁、「学生サポート会議規程」「保健管理センター規程」「こころの相談室委員会規程」「何でも相談室運用要項」）。

5 - 2 各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知

セクシュアル・ハラスメントについては、1999（平成 11）年度に「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」が制定され、また、その他のハラスメントを含む包括的な規程として「ハラスメントの防止等に関する規程」が制定され、2008（平成 20）年 9 月から施行された。それによれば、学内すべての教職員が申立の窓口となっているほか、教職員 17 名（うち女性教員 11 名）と学外の女性弁護士 2 名の計 19 名が相談員として相談に応じている。

学生への周知については、パンフレットと冊子が配布されている（点検・評価報告書 48、49 頁、「ハラスメントの防止等に関する規程」「ハラスメントに関する相談について」「ハラスメントの防止・解決について」）。

5 - 3 奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備

貴法科大学院独自の奨学金制度としては、成績優秀者に対する給付奨学金として、法科大学院学費援助奨学金（前期入学試験の成績上位者 10 名に対し 1 年次の授業料相当額を給付）、法科大学院学業奨学金（2 年次生、3 年次生につき前年度成績 1 ～ 5 位の者に授業料全額相当額を、6 ～ 10 位の者に同半額相当額を給付）、法科大学院利子補給奨学金、龍谷大学法学部同窓会学業援助給付奨学金（3 年次生の学業成績優秀者 5 名程度に各 20 万円を給付）があり、給付実績は（2007（平成 19）年度）5 人、10 人、6 人、5 人に支給されている。これらはいずれも給付である。

日本学生支援機構による貸与奨学金については 65 人が受けており、受給率は約 40% である。ただし、第一種奨学金と第二種奨学金の両方を同時に申し込むことが原則として認められていない点は、適切とは認められない。

その他、全学的な制度として提携金融機関教育ローン、龍谷大学貸与奨学金等があり、多様な経済的支援策が整備され、学生の経済的支援に一定の役割を果たしているものと認められる（点検・評価報告書 49、50 頁、「2009 年度法科大学院パンフレット」）。

「奨学金のしおり」「奨学規程」「災害奨学規程」「法科大学院学費援助奨学生選考内規」「龍谷大学給付奨学生選考細則」「学費援助奨学生選考内規 外国人（留学生）学費援助奨学生選考内規」等、実地視察の際の面談調査）。

5 - 4 身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備

全学的な指針である「身体障がい者への教育援助について」に基づき、点訳サービスやノートテイク・介助者の雇用等の支援体制が整備されている。貴法科大学院には2007（平成19）年度に視覚障がい者が入学したが、拡大読み取り装置を使用可能にし、定期試験は時間を通常の1.5倍に延長する等の措置をとっており、障がい者受け入れの配慮が適切になされていると認められる（点検・評価報告書50頁、「身体障がい者への教育援助について」）。

5 - 5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制の整備

学生の進路選択に関わる相談は必要に応じて教務主任や学生生活主任が対応している。また、各担当教員による毎週のオフィス・アワーが学習、進路選択に関わる相談の機会になっている。さらに、2008（平成20）年秋には「学習相談員制度」が設けられ、希望する教員を相談員として随時相談できるようにした。その他、TSの若手弁護士が定期的に相談に応じる体制をとっており、相談・支援体制は整備されていると認められる。また、2008（平成20）年度からはジュリナビに参加して修了生の就職支援への活用を図っている（点検・評価報告書51頁、「2008年履修要項」「就職あっせん規程」「キャリア開発支援規程」、実地視察の際の質問事項に対する回答No.37）。

5 - 6 学生生活の支援に関する特色ある取組み

専任教員全員がオフィス・アワーを少なくとも週1回設定し、学生の相談に対応しているほか、1年次の「法務演習」「法務演習」がホームルーム的機能を果たすものとされている（ただし、「法務演習」「法務演習」の位置づけと内容については検討を要する）。このほか、新入生歓迎をかねた懇親会等の教職員と学生、学生同士が親交を深める機会を設けている（点検・評価報告書51頁、「2008年履修要項」「第2期（2007 - 08年）法務研修報告集」）。

（2）長 所

なし

（3）問題点（助言）

- 1）経済的困難を抱える者に対する学費減免等の措置など、学生に対する経済的支援策を一層拡充する必要がある。特に、日本学生支援機構奨学金の第一種奨学

金と第二種奨学金の両方の同時の申し込みが原則として認められないとの運用については、同時申し込みを認める方向で改善することが望まれる（評価の視点 5 - 3 ）。

（４）勸告
なし

5 施設・設備、図書館

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

6 - 1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備

法科大学院の教育は、深草キャンパスの紫光館で行われている。紫光館には、大講義室（定員 143 名・1 室）、中講義室（定員 104 から 26 名・5 室）、法廷教室（定員 100 名・1 室）および演習室（定員 25 から 10 名・3 室）などがある。在籍学生数と各教室の収容人数とを比べると、講義室、演習室、その他の法科大学院の講義・演習を行うための必要な施設・設備は適切に整備されている（点検・評価報告書 52 頁、基礎データ表 19、「2008 年度履修要項」「法科大学院施設の面積・規模に関する資料」）。

6 - 2 学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保

貴法科大学院では、法科大学院専用の深草図書館分室を設置し、そのなかに学生のために 1 人 1 席の個人学習スペースとして、24 時間利用可能な個人用キャレルを 185 席確保している。各自に専用ロッカーを割り当てているほか、ノートパソコンを 3 年間無償で貸与し、個別のメールアドレスを付与している上、貸与パソコンと接続して利用できるプリンター等も設置している。

また、深草図書館分室内には、共同学習室（定員 12 名）を 3 室設置し、24 時間利用可能となっている。さらに、授業がない場合には、演習室を 21 時 30 分まで利用できるようにしている（点検・評価報告書 52、53 頁、「2008 年度履修要項」「龍谷大学法科大学院 研究生の待遇について」）。

加えて、修了生に対する配慮として、研究生制度を設け、研究生に対し共同自習室が確保されている（2008（平成 20）年度中に 77 席とした）ほか、施設の利用、貸与パソコンの継続的使用、無線 LAN への接続が可能である。研究生の支払うべき研修料は、貴大学の他の大学院研究生の支払うべき研修料と同額の年間 3 万円であり高額なものではない。これらは適切である（「龍谷大学専門職大学院学則」第 39 条）。

6 - 3 各専任教員に対する個別研究室の用意

23 名の専任教員に対して、紫光館に専任教員の研究室が 23 室あり、専任教員研究室の個室率は 100% である。教員 1 人あたりの面積も 24.2 m²であり、学生からのアクセスの観点からしても、適切である（点検・評価報告書 54 頁、「2008 研究支援ガイド」）。

6 - 4 情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備

e-learning システムを使用して、双方向教育システム、講義自動収録・配信システムを採用している。また、これらの諸システムや各種法律情報データベースと相互的な情報交換を可能とするキャンパス・ポータル・システムを、情報メディア室の支援を受けながら適切に整備している。

このほか、貴法科大学院は、株式会社ＴＫＣの提供するシステムと株式会社エル・アイ・シーの提供するＬＬＩのシステムに加入しており、教員および学生にそれぞれＩＤを付与し、情報検索の便宜を図っている。

これらの情報インフラストラクチャーの利用を支援する人的体制として、紫光館２階に情報メディア室が設置され、外部委託による専門職員を含む職員が、平日の９時から１８時まで業務を行っており、充実している（点検・評価報告書 54、55 頁、「法科大学院ノートブック型パーソナル・コンピューター貸与要綱」「ＬＬＩのシステム統合型情報システム」「ロー・ライブラリー ご利用案内」）。

6 - 5 身体障がい者等のための施設・設備の整備

紫光館には、車椅子対応のエレベーター、トイレが各階に設置されており、通路についても車椅子が通れる幅を確保したものとなっている上、講義室では車椅子対応の座席を１席確保するなど、バリアフリー設計となっており、適切である（点検・評価報告書 55 頁）。

6 - 6 施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮

施設のセキュリティ対策としては、深草図書館分室について、開館時間を学生の要望に応じて 24 時間運用とし、セキュリティカードによる入館システムが導入されているなど、昨今の社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮がうかがわれる。

しかしながらこれにとどまらず、セキュリティの確保等の法科大学院側のポリシー形成の方針や、その際のユーザーのニーズの汲み取り方等、より明確な対応がとられる必要があろう（点検・評価報告書 56 頁、「2008 年度履修要項」28 頁）。

6 - 7 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備

貴法科大学院内に置かれた深草図書館分室には、図書資料が約 2 万 1,000 冊、雑誌が約 300 タイトル所蔵されている。また、中央図書館（深草図書館、大宮図書館、瀬田図書館）には約 180 万冊の蔵書があり、そのうち法学系資料が約 15 万冊所蔵されている。

新しい図書資料の収集については、法学の専門知識を有するロー・ライブラリアンが、日ごろから教員と連携をとりながら、定期的にインターネット、出版情報誌、雑誌・新聞記事等から情報を収集して選書を行う等、積極的な資料収集を図っている。電子情報についても、パソコンを利用して検索・資料収集を行うことができ、インターネット環境があれば自宅でも利用できる（点検・評価報告書 56 頁、基礎データ表 20、「図書館規程」「図書等利用規程」「LIBRARY GUIDE 図書館利用ガイド 2008」）。

『法律時報』等の日常的に学生が利用する雑誌については中央図書館、深草図書館

分室の両方に備え付けられているなど、全学的に見れば、基本的なところは整っており、法科大学院図書館単独での整備状況についても学生からの不満は聞かれなかった。これらのことから、図書等の資料の整備は適切になされているといえる（実地視察の際の学生面談）。

6 - 8 図書館の開館時間の確保

深草図書館分室は、教員および学生は 24 時間利用可能である。また、カウンター業務も、平日は 9 時～21 時 45 分（講義・定期試験期間）、9 時～20 時（夏・冬休み期間）、9 時～17 時（春期休暇期間）、土曜日は 9 時～17 時（講義期間）、9 時～20 時（7 月、12 月および定期試験期間）、日曜日は 10 時～17 時（講義期間、定期試験前・試験期間）まで行っており、適切である。

なお、収蔵書との関係では全学 3 中央図書館、特に深草図書館の利用可能時間において若干の考慮の余地があるが、社会人である学生らからの要望に対応するため、開館時間の変更を検討しているとのことである（点検・評価報告書 57 頁、「LIBRARY GUIDE 図書館利用ガイド 2008」）。

6 - 9 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備

貴法科大学院は大学コンソーシアム京都共通閲覧システムに参加しており、同システム参加校以外の大学図書館資料についても、深草図書館を通じて取り寄せ、閲覧・複写できるようになっており、国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用が行われている（点検・評価報告書 57 頁、「LIBRARY GUIDE 図書館利用ガイド 2008」）。

さらにいえば、図書館ベースの相互利用にとどまらず、紀要の発行・交換、交流協定等の締結等に基づく学術情報・資料の相互利用を促進することが望まれる。

6 - 10 施設・設備の整備に関する特色ある取り組み

e-learning システムの導入は施設・設備面の特色ある取り組みといえる。

また、修了後の継続学習環境の確保として、24 時間利用可能な共同自習室や個人用キャレルおよびロッカーの増設が行われ、さらに拡充予定であることは、修了生には好ましいことである。在校生へのマイナスの効果やカリキュラムの実質増といった弊害を適正に回避しつつ、充実することを期待する（点検・評価報告書 58 頁）。

（2）長 所

なし

（3）問題点（助言）

なし

(4) 勸告

なし

6 事務組織

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

7-1 事務組織の整備と適切な職員配置

法科大学院独自の事務組織として、法科大学院教務課が設置されており、課長1名、専任事務職課員3名、嘱託職員2名、アルバイト職員1名およびロー・ライブラリアン1名の合計8名という、比較的多数の職員が配属されており、適切である（点検・評価報告書59頁、「事務組織規程」第24条の4第2項）。

7-2 事務組織と教学組織との有機的な連携

法科大学院教務課の事務職員が教授会や「法科大学院教務委員会」等法科大学院内のすべての委員会に出席することなどにより、事務組織と教学組織との有機的な連携が図られている（点検・評価報告書59頁、「事務組織規程」第24条の4第2項）。

7-3 事務組織の適切な企画・立案機能

現時点では、情報収集やデータ分析等に基づいて、比較的中短期的な問題解決等の日常業務面で発揮されているようである。今後、中長期的な企画・立案への参画が期待される（点検・評価報告書59、60頁）。

7-4 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取り組み

大学全体で行われる研修制度が体系化されており、具体的には、資格別研修として、特に課員クラス（主事・副参事）は、このカリキュラムに沿って、単位を取得していくこととされている。法科大学院担当者もこれら研修を受けることとされており評価できる。また、部（課）内研修として、法学部教務課と共同で研修を行っており、2008（平成20）年度は、教務課業務における目標設定管理について具体的事例を挙げて検討を行っている（点検・評価報告書60頁、「事務職員研修規程」、実地視察の際の質問事項への回答No.38）。

(2) 長 所

なし

(3) 問題点（助言）

なし

(4) 勧 告

なし

7 管理運営

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

8 - 1 管理運営に関する規程等の整備

大学全体の管理運営に関する規程である「龍谷大学学則」をはじめ、「龍谷大学専門職大学院学則」「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会内規」など、管理運営に関する規程はおおむね整備されているとみられるが、法科大学院内の各種委員会等に関する規程については、「法科大学院FD活動に関する規程」および「法科大学院自己点検・評価委員会規程」しか整備されていない。一層の充実が望まれる（点検・評価報告書 62 頁、「平成 20 年度 学則・諸規程」、実地視察の際の質問事項への回答 No.39）。

8 - 2 教学およびその他重要事項に関する専任教員組織の決定の尊重

全専任教員で構成する法科大学院教授会が、管理運営に関する最高議決機関としての権能を有しており、教学に関する事項および人事等の重要事項について研究科の最終的な意思決定を行っている。

これらのことから、法科大学院教授会が教学およびその他重要事項についての最高意思決定機関として位置づけられ、教授会自治が確保されていると認められる（点検・評価報告書 63 頁、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会内規」）。

8 - 3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等の適切性

法科大学院長（法務研究科長）は、法科大学院に所属する専任教員のなかから選挙によって選出される。具体的には、法科大学院の専任教員・特別任用教員・事務職から選ばれた選挙人により、選挙権者の3分の2以上を定足数とする選挙会において、専任教員全員を被選挙人として直接選挙（単記無記名投票）で選ばれることになっており、適切である（点検・評価報告書 64 頁、「龍谷大学大学院法務研究科研究科長選挙内規」）。

8 - 4 法科大学院と関係する学部・研究科等との連携・役割分担

法科大学院、法学部、法学研究科は、それぞれ独立した教学責任主体であるが、科目担当教員等を決める場合には、各教務委員会が相互に連絡を取り合い、必要な連携・調整を行っている。三者の密接な連携の下、一般的な役割分担が果たされていると評価される。

また、2007（平成 19）年度から法科大学院の法務研究科長と教務主任、法学部の学部長と教務主任、大学院法学研究科の研究科長と教務主任によって構成される「法学部・法学研究科・法科大学院三者協議会」が設置されており、この協議会の効率的、建設的な運営が期待される（点検・評価報告書 64～66 頁、「法学部・法学研究科・法

科大学院三者協議会の運営に関する申し合わせ」)。

8 - 5 教育研究活動の環境整備のための財政基盤と資金の確保

法科大学院固有の財政基盤は脆弱であり、全学的な財政に依存せざるを得ない状況にある。法科大学院として、大学全体の方針のもと、外部の競争的資金の獲得に努めていると評価できるが、より安定的な財政基盤の確立が望まれる（点検・評価報告書 65 頁、平成 19 年度決算書）。

また、2005（平成 17）年度から 2009（平成 21）年度までの科学研究費補助金の申請および採択の状況は、毎年度、申請数が 6 件から 9 件ほど、採択の数は 3 件から 7 件ほどとなっており、問題はない。

（2）長 所

なし

（3）問題点（助言）

なし

（4）勸 告

なし

8 点検・評価等

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

9 - 1 自己点検・評価のための組織体制の整備と、適切な自己点検・評価の実施

「龍谷大学専門職大学院学則」第2条、大学評価に関する規程第7条に基づいて「法科大学院評価委員会」(2009(平成21)年度から、「法科大学院自己点検・評価委員会」に改組)が設置され、「法科大学院自己点検・評価委員会規程」第5条に掲げる事項について審議し、教授会等に提案・報告することになっている。なお、同委員会は6名の専任教員からなり、学生に対しての授業評価アンケートや「教学に関する調査」を実施しているほか、自己点検・評価報告書の作成を担当している。

また、法科大学院の自己点検・評価については、貴大学における「大学評価委員会」および「全学大学評価会議」によって、その活動がサポートされる体制となっている(点検・評価報告書67頁、「法科大学院自己点検・評価委員会規程」「大学評価に関する規程」「2008年度授業評価アンケート報告集」)。

以上、自己点検・評価のための体制はおおむね整備されていると評価できるが、点検・評価の目標・視点・基準等を具体的に示す必要がある点が今後の課題といえよう。

9 - 2 自己点検・評価の結果の公表

「龍谷大学法科大学院自己点検報告書」を作成し公表することとしている。今後、公表の時期、方法等を見守りたいが、公表することに適しない事項を除き、原則的には(学生・学内関係者に限らず)一般に公表することにより、点検・評価の客観性と透明性を確保し、評価に基づく改善策の実施を促進する必要がある(点検・評価報告書68頁)。

9 - 3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備

「自己点検・評価報告書を作成する中で明らかとなった改善項目について、適切な対応方法を所管の委員会および教授会で検討し、改善策の策定・実現を図るシステムが整備されている。」とされており(点検・評価報告書68頁) 具体的には、カリキュラム改革、進級制度の導入、FD活動の体制整備、授業参観制度の導入、入学定員の削減等学生受け入れに関わる諸改革および「法科大学院自己点検・評価委員会」の設置等の改善・改革方策がとられている点は、適切である。引き続き、自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるための具体性をもった体制の整備に努めることに期待する(実地視察の際の質問事項への回答No.41)。

9 - 4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映

授業評価アンケートの結果と要望等に対する対応については、学生に対して文書等

で回答し、例えば、自習スペースを 365 日 24 時間使用可能にするなどといった目に見える改善策を施しているほか、評価の視点 9 - 3 に既述したような改善・改革方策もとられており、自己点検・評価の結果を改善・向上に反映しようと努めていると評価できる。今後、本認証評価のための自己点検・評価の結果明らかになった課題の対応については、「法科大学院自己点検・評価委員会」を中心として検討・実践されることに期待したい（点検・評価報告書 69 頁）。

（２）長 所

なし

（３）問題点（助言）

- １） 自己点検・評価活動自体の意義付け・実施形態等において、なお不十分であり、恒常的な自己点検・評価のために、独自の評価項目の設定および検証・改善のための手法を開発する必要がある（評価の視点 9 - 1 ）。

（４）勸 告

なし

9 情報公開・説明責任

(1) 法科大学院基準の各評価の視点に関する概評

10 - 1 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開

組織・運営と諸活動の状況等は、ホームページ上に掲載するほか、「法科大学院パンフレット」にも記載されている。以上の情報公開は一般的なレベルまでは行われており、評価できるが、点検・評価報告書の公表を含め、より実質的な教育および研究の内容・効果に関する情報を発信していくよう期待する（点検・評価報告書 70 頁、「2009 年度法科大学院パンフレット」「龍谷大学法科大学院ホームページ」）。

10 - 2 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備

学内外からの情報公開の要請に対しては、入学試験担当部局や法科大学院教務課が適宜対応しているとのことであるが、情報の公開を基本的な方針としており、その範囲等の基準・手続・担当組織等を明確に事前提示する努力が期待される。

また、現在、大学全体として情報公開規程の作成に向けて検討作業中であり、その作業の進捗状況等も踏まえながら法科大学院独自の「情報公開のための規程」についても作成を検討することを計画しているとのことであり（実地視察の際の面談調査）今日の状況に沿った情報公開規程が作成・公表されることを期待したい。

なお、「入学試験要項」には、「入学試験合格者の氏名・住所は、各学部学会、龍谷大学親和会（保護者会）、龍谷大学校友会（在籍する学生の自治会）、龍谷大学校友会（同窓会組織）と共同利用します」と記載されている（各年度「入学試験要項」4 頁）。入学試験合格者が未だ入学するかどうかは決まっていない時点で、氏名・住所という重要な個人情報をも本人の同意もなく、第三者である上記各団体に提供することは、個人情報保護の観点から問題である。入学手続き者に限定し、かつ本人の明示的な同意を得たうえで行うなど、改善が求められる。

10 - 3 情報公開の説明責任としての適切性

「法科大学院パンフレット」やホームページの情報内容が概括的なものととどまる傾向がある。詳細性（明確性・正確性）および迅速性（適時性）において改善が望まれる（点検・評価報告書 70 頁）。

(2) 長 所

なし

(3) 問題点（助言）

- 1) 現在検討段階にある情報公開規程について、今日の状況に沿った情報公開規程が着実に作成・公表されることを期待したい（評価の視点 10 - 2 ）。

- 2) 入学が決定していない時点で、入学試験合格者の氏名・住所という重要な個人情報をも本人の同意もなく、第三者である保護者会等の関係団体に提供することは、個人情報保護の観点から問題であるため、入学手続き者に限定し、かつ本人の明示的な同意を得たうえで行うなど、改善が求められる(評価の視点 10 - 2)。

(4) 勸告

なし